

福島県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則で定める 土砂等の安全基準の制定について

1 諮問の趣旨

汚染物質を含む土砂等による埋立て等を防ぎ、県内の生活環境の保全に資することを目的に、福島県土砂等の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例（以下「土砂条例」という。）を令和 7 年 3 月 25 日に公布した（令和 7 年 8 月 1 日施行予定）。

本条例施行規則の改正については、改正後土砂条例第 7 条第 3 項の規定に基づき、土砂等の安全基準を制定するにあたり、貴審議会に諮問するもの。

2 土砂等の埋立等に使用される土砂等の安全基準について

- ・埋立て等に使用される土砂等及び埋立て等後の土地の安全性を確保するため、土砂等の安全基準について定めるもの。
- ・なお、安全基準は土壤環境基準や土壤汚染対策法の要措置区域の指定に係る基準を参考に設定し、別紙のとおりとする。

3 スケジュール

令和 7 年 5 月	諮問
同 6 月	答申案審議（書面）、答申、関係団体への説明
同 7 月	公布予定、関係者向け説明会
同 8 月 1 日	施行

4 その他の改正の概要（土砂等の安全基準以外の事項）

(1) 許可を要しない法令等に基づく処分による土砂等の埋立等（条例第 9 条第 4 号）

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物処分業及び産業廃棄物処分業等に係る土砂等の埋立（最終処分場の覆土）を追加する。
- ・土壤汚染対策法に基づく汚染土壌処理業の変更の許可を追加する。

(2) 許可を要しない土砂等の埋立て等（条例第 9 条第 6 号）

- ・土壤汚染対策法第 6 条第 1 項（要措置区域）及び第 11 条第 1 項（形質変更時要届出区域）の規定により指定された土地の区域内で行う汚染の除去、汚染の拡散の防止その他の措置として行う土砂等の埋立て等に係るものを追加する。
- ・福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例（平成 15 年福島県条例第 17 号）第 45 条に基づき実施される汚染土壌の処分に係るものを追加する。

(3) 土砂等の搬入の届出（条例第 16 条、第 18 条、第 20 条）

土砂等搬入届出について定める。

(4) 土壌検査の方法（条例第 17 条第 1 項、第 19 条第 1 項及び第 21 条第 1 項）

土壌検査の方法について定める。

(5) 土壌検査の報告（条例第 17 条第 3 項、第 19 条第 3 項及び第 21 条第 3 項）

土壌検査の報告について定める。

別表第一

項目	土砂等に水を加えた場合に溶出する物質の量に関する基準
四塩化炭素	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下
1,2-ジクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.004 ミリグラム以下
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.1 ミリグラム以下
1,2-ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.04 ミリグラム以下
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下
ジクロロメタン	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下
テトラクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下
トリクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下
ベンゼン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下
クロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下
カドミウム及びその化合物	検液 1 リットルにつき 0.003 ミリグラム以下
六価クロム化合物	検液 1 リットルにつき 0.05 ミリグラム以下
シアン化合物	検液中に検出されないこと
水銀及びその化合物	検液 1 リットルにつき 0.0005 ミリグラム以下
水銀及びその化合物のうち アルキル水銀	検液中に検出されないこと
セレン及びその化合物	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下
鉛及びその化合物	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下
砒素及びその化合物	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下
ふっ素及びその化合物	検液 1 リットルにつき 0.8 ミリグラム以下
ほう素及びその化合物	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下
シマジン	検液 1 リットルにつき 0.003 ミリグラム以下
チオベンカルブ	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下
チウラム	検液 1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと
有機りん化合物	検液中に検出されないこと
1,4-ジオキサン	検液 1 リットルにつき 0.05 ミリグラム以下

備考 分析方法は、1,4-ジオキサンについては土壌の汚染に係る環境基準について（平成 3 年環境庁告示第 46 号）に定める方法、それ以外の項目については、土壌汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 6 条第 3 項第四号に規定する環境大臣が定める方法とする。

別表第二

項目	土砂等に含まれる物質の量に関する基準
カドミウム及びその化合物	土壌 1 キログラムにつき 45 ミリグラム以下
六価クロム化合物	土壌 1 キログラムにつき 250 ミリグラム以下
シアン化合物	土壌 1 キログラムにつき 50 ミリグラム以下 (遊離シアンとして)
水銀及びその化合物	土壌 1 キログラムにつき 15 ミリグラム以下
セレン及びその化合物	土壌 1 キログラムにつき 150 ミリグラム以下
鉛及びその化合物	土壌 1 キログラムにつき 150 ミリグラム以下
砒素及びその化合物	土壌 1 キログラムにつき 150 ミリグラム以下
ふっ素及びその化合物	土壌 1 キログラムにつき 4,000 ミリグラム以下
ほう素及びその化合物	土壌 1 キログラムにつき 4,000 ミリグラム以下

備考 分析方法は土壌汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 6 条第 3 項第四号に規定する環境大臣が定める方法とする。